

回覧

※関係部署へご回覧下さい。

--	--	--	--	--



東京のセミナーをシンガポールでライブ中継!

国外財産を保有する
個人資産家 対象

～国外財産の管理はどうされていますか?～

役立つ事例
知らないと損!

個人の海外取引に関する 平成29年度税制改正セミナー

日本経済のグローバル化に伴い、個人投資家の国外財産も増加の一途をたどるばかりでなく、その投資の形態も多種多様になってきています。そんな中、国税局は、「富裕層の海外資産の監視強化と資産隠し」に対応するべく、毎年のように税制改正を行っています。平成27年度に導入された出国税は、平成27年4月に成立後、同年7月1日に適用開始というスピード施行でした。更に、平成29年度より非居住者の金融口座(銀行口座、証券口座)の自動交換システムが導入予定であり、ますます国外財産の透明化が進むことが予測されます。今回は、これらの近年の国外財産に関する改正項目をご説明しながら、事例や体験談に基づいた今後の対策をご紹介します。

【セミナー内容】

1. 近年の海外取引に関する税制改正とその実情について
2. 平成29年度税制改正
3. 出国課税制度の適用場面 ～譲渡のみならず、贈与・相続でも適用あり?
4. 海外居住日本人への相続・贈与 ～誰が納税義務者で、どの資産が課税対象か?
5. 国外財産調書罰則規定の導入とその影響 ～どのように活用されているか?
6. 非居住者金融口座情報報告制度の整備 ～どの程度機能するのか?
7. 財産債務調書の見直し ～どんな書類が必要なのか?
8. 今度の対応策など

個別無料相談会

セミナー後、専門家が個別相談を承ります。セミナー以外のご相談もお気軽にどうぞ

日時 1月26日(木) 15:00～17:00 受付 14:30～

会場① 【東京会場】TOMAセミナールーム <東京駅八重洲北口改札より徒歩2分> 千代田区丸の内1-8-3

会場② 【シンガポール会場】SCS Global 会議室 <10 Anson Road #14-06, International Plaza>

参加費 東京会場 5,000円(税込 当日現金)(月次顧問・Tクラブ・Tパートナーズ半額) ※シンガポール会場特別無料!

講師 TOMAコンサルタンツグループ(株) TOMA 税理士法人 国際部 部長 税理士 斉藤 哲

★ライブセミナーとは 東京会場の講義をリアルタイムでシンガポール会場へ配信し、臨場感のあるセミナー受講が可能となります。講師の解説・投影・板書など、すべてを映像と音声で生中継。双方向なので質疑も可能!

主催: TOMAコンサルタンツグループ(株)

(東京/静岡/シンガポール[アジア統括]/ロサンゼルス[アメリカ統括])

TOMA税理士法人・TOMA監査法人・TOMA社会保険労務士法人

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-3

丸の内トラストタワー本館3階 TEL 03-6266-2561

http://www.toma.co.jp Mail toma@toma.co.jp 企画広報部

税理士 31名・国税局OB 税理士 9名・税理士試験科目合格者 42名・公認会計士 6名・公認会計士試験合格者 5名・社会保険労務士 16名・中小企業診断士 5名・司法書士 3名・弁護士 1名・行政書士 8名・人事労務コンサルタント 15名・経営コンサルタント 10名・医療経営コンサルタント 10名
FP32名・銀行OB6名ほか 総人数 200名

■セミナー申込書

この用紙のまま FAX でご返信ください。

※お申し込み受付け後、受講票地図を FAX します。

※ご参加会場に✓印をご記入ください ⇒ ①東京会場 ②シンガポール会場

貴社名:	ご参加者名:	お役職:	
ご住所:〒	業種	従業員	名
TEL:	FAX(必ず記入):	決算月	月
メール:	<input type="checkbox"/> 個別相談希望 について		

※同業の方のご参加、講義の録音はお断りさせていただきます。

※ご提供頂いた個人情報は法令を遵守し適切に管理致します。

HP

FAX 返信先 0120-944-734